

決し報告書ノ作成ヲ委員長ニ一任ス  
富井委員長ハ開會ヲ宣ス

(午後三時開會)

朝鮮、臺灣、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル  
學位授與ニ關スル件第一回審査委員會

昭和六年六月十八日(木曜日)本院事務所ニ  
於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井 顧問官

審査委員

古市顧問官

江木顧問官

櫻井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

岡田顧問官

國務大臣

田中文部大臣

原 拓務大臣

説明員

武内法制局長官

黒崎法制局参事官

森山法制局参事官

赤間文部省専門學務局長

堀切拓務次官

生駒拓務省管理局長

北島拓務書記官

小河拓務書記官

阪谷拓務書記官

武部朝鮮總督府學務局長

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前九時三十分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

原拓務大臣ヨリ案ノ大體ニ付説明アリ

江本顧問官ヨリ學位ハ寧ロ拓務大臣ニ於テ認

可スルヲ適當トセズヤトノ質問アリ原大臣ハ之

ニ對シテ總督又ハ長官ヲシテ認可セシムルヲ其

等ノ職權ヨリ見テ相當ナリト信スル旨ヲ答フ

次テ同顧問官及櫻井顧問官ト生駒局長トノ間ニ

從來ニ於ケル朝鮮人ト學位トノ關係等ニ付問答アリ

岡田顧問官ヨリ學位ノ授與ヲ各大學ニ一任セサル

現行法ノ精神ニ顧ミ總督等ニ認可權ヲ與ヘムト

スル本案ハ不條理トセズヤトノ質問アリ田中大

臣之ニ答フ

鎌田顧問官ヨリ學位授與ニ對スル文部大臣ノ

認可權ニ付述フルトコロアリ

江木、岡田両顧問官ヨリ學位ノ授與ハ新領土モ内地ト均衡ヲ得ルヲ可トスヘシトノ質問アリ原田中西大臣ヨリ答辯ス

次テ岡田顧問官ト原大臣トノ間ニ學位濫授ト認可權トノ關係ニ付問答アリ富井委員長ヨリ認可拒否ノ先例ニ付質問アリ田中、原両大臣之ニ答フ

江木顧問官ヨリ學位ノ種類統一ニ關シ質問アリ堀切次官之ニ答フ

櫻井顧問官ヨリ新領土ニモ學位令ヲ施行シ得サルヤトノ質問アリ富井委員長ヨリモ本案ノ但書以下ノ削除ニ付質問アリ原大臣ヨリ答辯ス

岡田顧問官ハ學位ノ認可ハ其ノ性質上文相ノ主管トスヘキニアラスヤトノ質問アリ又鎌田顧問官ヨリ同旨ノ質問アリ堀切次官之ニ答フ

次テ富井委員長ハ本案ハ但書以下ニ重キヲ置ケルヤ否ヲ質シ江木顧問官ハ學位ハ日本共通ノ制ヲ可トスヘシト述ヘ櫻井顧問官ハ總督等ニ認可權

ヲ與フルトキハ弊害ヲ生セサルヤト問ヒ堀切次官ヨリ夫々答辯ス

右依テ富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時五十分閉會)

朝鮮、臺灣、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル學位授與ニ關スル件第二回審査委員會

昭和六年六月二十三日(火曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井 顧問官

院

審査委員

古市顧問官

江木顧問官

櫻井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

岡田顧問官

國務大臣

田中文部大臣

原 拓務大臣

説明員

武内法制局長官

黒崎法制局参事官

森山法制局参事官

赤間文部省専門學務局長

堀切拓務次官

生駒拓務省管理局長

北島拓務書記官

笹川拓務書記官

小河拓務書記官

武部朝鮮總督府學務局長

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時三十分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

原拓務大臣ヨリ前回ニ於ケル本案ノ説明ヲ補足  
スルトコロアリ

江木顧問官ヨリ學位制度ハ全國共通ナルヘキ旨  
ヲ論シ岡田顧問官ハ學位令ヲ奉行スルハ文部大  
臣ノ仕事ナラザルベカラサル旨ヲ述ヘ且殖民地教育  
ノ根本方針ヲ質シ卒業生差別待遇ノ不合理ヲ  
論シ臺灣ニ於ケル官吏ノ減俸紛議ノ取締ニ付  
質問スルトコロアリ原大臣及武内法制局長官ヨリ  
之ニ答フ

富井顧問官ヨリ新領土ノ行政事務ニシテ總督長  
官ノ權限ニ屬セサル事例ヲ指摘シ學位ノ認可權  
ヲ文相ニ與フルモ亦不可ナキニアラサルヤト質シ

武内長官及黒崎考事官トノ間ニ問答ヲ重又  
江木顧問官ヨリ總督ノ權限ノ範圍及新領土ノ一  
般教育ニ關シ櫻井顧問官ヨリ「學位授與ニ關シ  
ノ意義ニ付質問アリ原大臣黒崎考事官及武部  
局長ヨリ答辯ス

岡田顧問官ヨリ法制局長官ノ答辯ノ内容ニ付同  
長官トノ間ニ問答アリ

右依テ國務大臣及説明員ノ退席ヲ求メ委員協  
議ノ結果衆文中ノ但書以下ヲ削除スルヲ適當ト  
認ムルコトニ意見一致ス

富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時閉會)



相  
密  
附

朝鮮、臺灣、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル  
學位授與ニ關スル件第三回審査委員會

昭和六年十月十六日(金曜日)本院事務所於テ  
開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井 顧問官

審査委員

古市顧問官

江木顧問官

櫻井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

岡田顧問官

國務大臣

田中文部大臣

説明員

武内法制局長官

黒崎法制局参事官

赤間文部省専門學務局長

堀切拓務次官

生駒拓務省管理局長

北島拓務書記官

小河拓務書記官

阪谷拓務書記官

二上書記官長

堀江書記官  
武藤書記官

(午前十時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

堀切事務次官ヨリ修正御下付案ニ付説明スルトコロ  
アリ次テ岡田顧問官ト學制改革ニ關シ田中文部  
大臣トノ間ニ數次ノ問答アリ又國語假名遣改正ニ付  
質問ヲ為シ田中文部大臣之ニ答辯ス

富井委員長ヨリ修正案中ノ「學位授與ニ關シテハ

ノ文句ノ意義ニ關スル當局ノ解釋ヲ質シ黑崎  
法制局參事官ヨリ縷々辯明スルトコロアリ  
次テ櫻井顧問官ヨリ現行ノ學位令中ニ本令ノ新  
領土ニモ之ヲ適用スル旨ヲ追加規定スルトコト能  
ハサルヤノ問アリ黑崎法制局參事官之ニ答フ  
江木顧問官ヨリ「學位授與」ナル文句ニテ差支ナ  
キニアラスヤトノ意見アリ水町、鎌田兩顧問官ヨリ  
同意見ノ旨發言アリ

富井委員長ハ櫻井顧問官ノ質問ノ如キ立法例十  
キヤヲ問ヒ黑崎法制局參事官ヨリ事例十キ旨ヲ答

江亦顧問官ヨリ學位令其ノモノヲ改正スルコトニ付  
意見ノ陳述アリ

右依テ富井委員長ハ質問終了ノ旨ヲ告ケ大臣及  
説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

委員協議ノ結果本案ハ此儘之ヲ可決スベキモノ  
ト全會一致ヲ以テ議決シ報告書案ノ作成ハ委員  
長ニ一任スルコトニ決ス

富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十時五十分閉會)

格  
密  
院

銀行券ノ金貨兌換ニ關スル件審査委員會

昭和六年十二月十六日(水曜日)本院事務

所ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

富井 顧問官

監  
察  
院